

労基

こうなん

令和6年9月号



[発行] 江南労働基準協会

〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1

電話〈0587〉55-2341 携帯070-4470-4797

FAX〈0587〉55-6125

江南労働基準協会

検索

[印刷] 大和企画株式会社

## 令和6年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

### 今年のスローガンは「推してます みんな笑顔の 健康職場」

厚生労働省は、10月1日(火)から7日(月)まで、令和6年度「全国労働衛生週間」を実施します。今年のスローガンは、一般公募で募った268作品の中から、水野綾子さん(愛知県)の作品「**推してます みんな笑顔の 健康職場**」に決まりました。

今年度のスローガンは、働く上で基本となる健康の確保を推進することによって、誰もが笑顔で快適に働くことのできるような、愛される職場づくりを目指していくことを表しています。

さて、全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で75回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡回やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みの展開をお願いします。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みの整備をお願いします。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施の促進をお願いします。

#### 全国労働衛生週間説明会(会場とオンラインのハイブリッド開催)

- 令和6年9月9日(月) 13時50分~16時
  - Home&nicoホール(江南市民文化会館) 2F 第一会議室
- 1 新たな化学物質管理等 江南労働基準監督署安全担当官  
2 特別講演 「ストレスチェックの基礎について」  
愛知産業保健総合支援センター促進員 石田栄美子 氏

全国労働衛生週間

推してます  
みんな笑顔の  
健康職場



## 令和6年度全国労働衛生週間実施者の実施事項(抄)

- 1 全国労働衛生週間に実施する事項
    - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
    - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
    - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
    - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
    - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
  - 2 準備期間中に実施する事項
    - 下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。
- (1) **重点事項**
- ① **過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項**
    - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
    - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
    - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
    - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
    - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
  - ② **「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項**
    - a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
    - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
    - c 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
    - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
    - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
    - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
    - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
    - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
  - ③ **転倒・腰痛災害の予防に関する事項**
    - a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
    - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
    - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
    - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
    - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
    - f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
    - g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操(例:いきいき健康体操)の実施
    - h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
  - ④ **化学物質による健康障害防止対策に関する事項**
    - a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
    - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認

- c SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
  - d ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (5) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (6) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- (7) STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- (8) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- (9) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- (10) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
- (2) 労働衛生3管理の推進等
- (3) 作業の特性に応じた事項

## 愛知県最低賃金が10月から1,077円に改正予定

賃金課

令和6年8月5日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額1,027円を￥50円引き上げ、時間額1,077円（令和6年10月1日効力発生予定）へと改正決定する旨の答申を受けました。

小林局長は、答申を受けて、「愛知県最低賃金については、10月1日発効に向けて、段取りを進めるとともに、最低賃金・賃金の引き上げに向けた中小・小規模企業等への支援のさらなる強化について、関係機関・自治体等とも緊密な連携を図りながら、もとより管下監督署、ハローワーク等を含めて、最大限の努力・取り組みを進めていきたい。」とコメントされました。



[写真] (写真左側 中山会長、写真右側 小林局長)

**★最低賃金の改定が予定される10月よりも前に！  
活用すると大変有効！業務改善助成金！愛知労働局**



申請期限：令和6年12月27日  
(事業完了期限：令和7年1月31日)

### 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金  
の引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)

交付申請書等の提出先は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課（052-857-0313）です

**「令和5年度雇用均等基本調査」結果の公表について**

指導課

○「雇用均等基本調査」は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施しています。令和5年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職等に占める女性割合や、育児休業制度の利用状況などについて、令和5年10月1日現在の状況を調査しました。概要は下記の通りです



	部長相当職	課長相当職	係長相当職
令和3年度	7.8%	10.7%	18.8%
4年度	8.0%	11.6%	18.7%
<b>5年度</b>	<b>7.9%</b>	<b>12.0%</b>	<b>19.5%</b>

**2 育児休業取得者割合（事業所調査）**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
女性	85.1%	80.2%	84.1%
男性	13.97%	17.13%	30.1%

**労災保険上乗せ制度のご案内****政府労災の上乗せ保険（労働災害総合保険）**

「中部労働基準協会連絡協議会」の100円労災は  
近年増加する企業の労災賠償リスクから会員様をお守りします。

- ★ 優良割引50% 団体割引20%
- ★ 「使用者賠償責任保険」がセット可能
- ★ 保険金は事業主に直接お支払い
- ★ 1名あたり1ヶ月100円で最高2,834万円の死亡保険金

(事業種類60 A型の場合)

加入団体	公益社団法人 愛知労働基準協会 〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル8F	TEL 052-221-1438
取扱代理店	エフピーサポート株式会社 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル8F 担当：川崎、斎藤 問い合わせ：QRコード	*お問い合わせ内容詳細に「100円労災について」と記載のうえ送信ください。 担当者より折り返しご連絡させていただきます。
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 名古屋支店法人支社 TEL 0570-086-222 FAX 052-963-9021 〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル9F	

このご案内は概要を説明したものです。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

(SJ24-04607 2024.7.17)

## 自律的な管理を基軸とした新たな化学物質管理について（8） ～リスクアセスメント対象物健康診断のしくみが始まりました～

- ・ リスクアセスメント対象物※1を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に對し、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること

（労働安全衛生規則第577条の2第3項。以下この健診のことを「第3項健診」）

※1 労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質

- ・ 国の濃度基準値※2が設定されているリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること

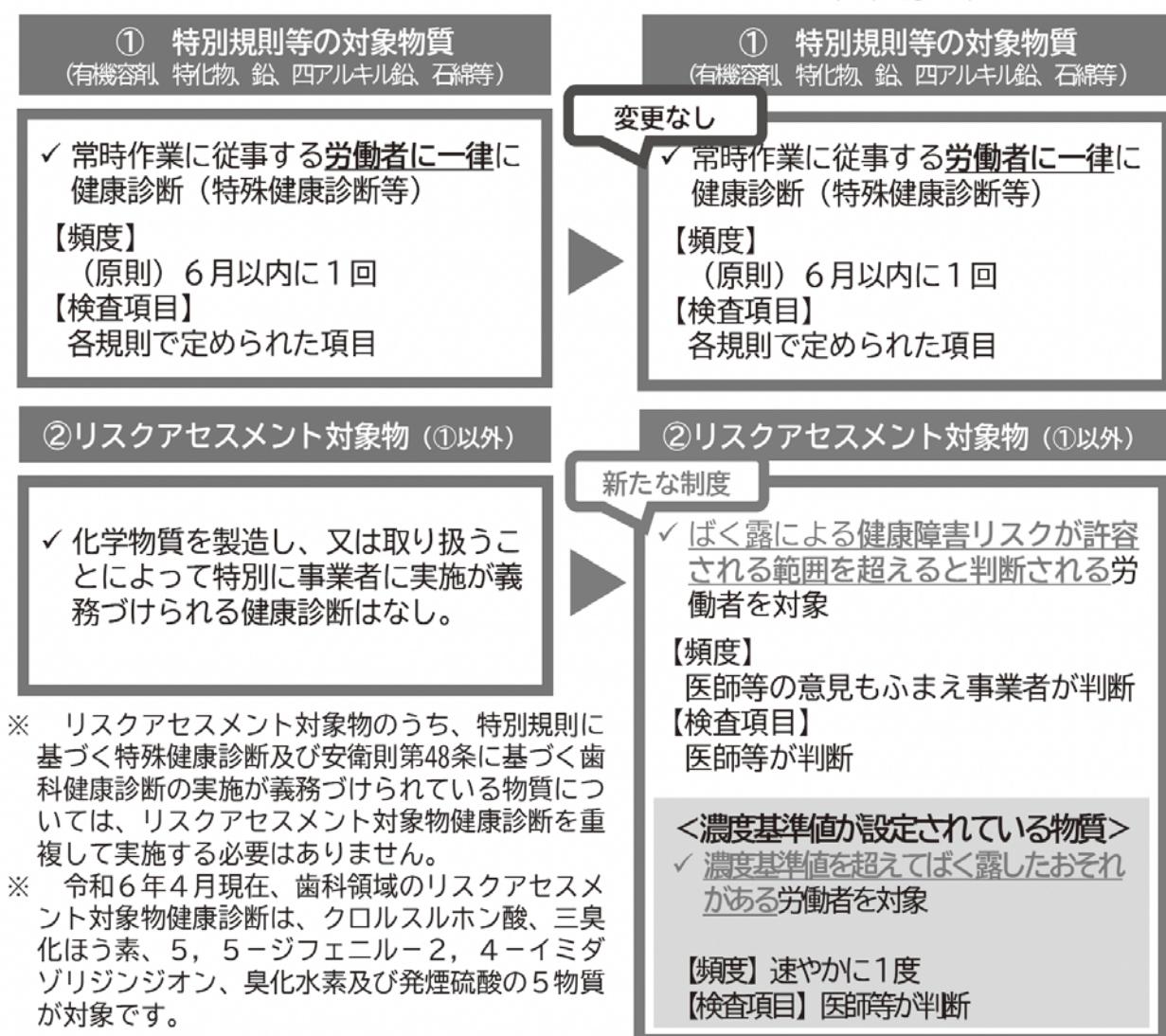
（労働安全衛生規則第577条の2第4項。以下この健診のことを「第4項健診」）

※2 労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める濃度の基準

### ◆ 令和6年4月からの化学物質に関する健康診断 ◆

(R6年3月まで)

(R6年4月から)



## 1

## リスクアセスメント対象物にばく露される程度を最低限にしましよう

- ・ 化学物質による健康障害を防止するためには、工学的対策、管理的対策、保護具の使用等により、ばく露そのものをなくす又は低減する措置を講じなければなりません。
- ・ これらのばく露防止対策が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えない限り事業者が判断すれば、基本的にはリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はありません。
- ・ これらのばく露防止対策を十分に行わず、リスクアセスメント対象物健康診断で労働者のばく露防止対策を補うという考え方は適切とは言えません。

## 2

## リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否を判断しましよう

- ・ 事業者は、リスクアセスメントを実施したら、ばく露による健康障害発生リスクを評価し、リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否を判断しましょう。
- ・ 過去にリスクアセスメントを実施して以降、リスクアセスメントを実施していない場合は、過去に実施したリスクアセスメントの結果に基づき、実施の要否を判断する必要があるので、労働安全衛生規則第577条の2第11項に基づく記録の作成（リスクアセスメントの結果に基づき講じたリスク低減措置や労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期に記録を作成することが事業者に義務づけられています。）の時期に、労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況、工学的措置や保護具使用が適正になされているかを確認し、第3項健診の実施の要否を判断することが望ましいです。
- ・ 過去に一度もリスクアセスメントを実施したことがない場合は、令和6年度内にリスクアセスメントを実施し、健診の実施の要否を判断することが望ましいです。
- ・ 健診の実施の要否を判断したときは、その判断根拠について記録を作成し、保存しておくことが望ましいです。

## 3

## 検査項目については医師等に設定を依頼してください

- ・ 事業者は、リスクアセスメント健康診断を実施する必要があると判断された場合は、検査項目の設定を産業医や健診機関の医師等に依頼してください。
- ・ 健康診断を継続するか否か（継続する場合はその頻度・期間）については、事業者が産業医、健診機関の医師等の意見も踏まえ、検討することが望ましいです。

厚生労働省では、事業者、労働者、産業医、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師等の方々に向けて、「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」を策定・公表していますので、ご参照ください。

<ガイドライン> <Q&A>

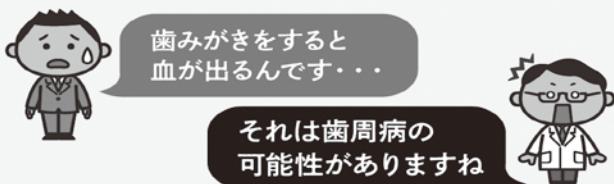


また、よくあるご質問を「リスクアセスメント対象物健康診断に関するQ&A」にまとめて厚生労働省HPに掲載していますので、併せてご参照ください。



# 歯の お悩み

日々の生活を送る上で、人の悩みは尽きないもの。このページでは身体の部位別に健康に関するお悩みをお聞きします。あなたのカラダはいかがですか？



歯と歯肉のすき間（歯周ポケット）に細菌が侵入し、歯肉に炎症が起こると、歯みがき時に出血します。これは歯肉炎で、歯周病の初期症状です。

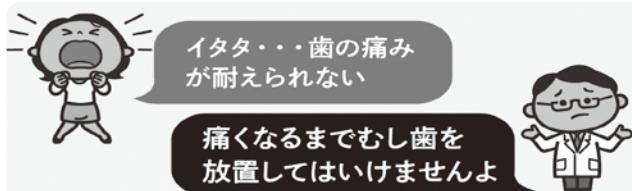
## ■歯周病の進行プロセス(正常→歯肉炎→歯周炎)



歯肉炎を放置しておくと、進行して歯を支える骨が溶けて歯周炎となり、歯が抜け落ちてしまうこともあります。歯科を受診して歯や歯肉の状態をチェックしてもらいましょう。歯周病と診断された場合、症状に応じた治療やブラッシング指導などが行われます。適切な処置をすることで、早期の歯周病である歯肉炎は健康な状態に戻すことができます。

## // 糖尿病の人は要注意 //

歯周病と糖尿病は相互に関連しています。歯周病による炎症性物質はインスリンの働きを妨げ、糖尿病を発症・進行させます。一方、糖尿病の人は免疫力の低下により歯肉の炎症が起きやすく、歯周病にかかりやすくなります。血糖値が高い人は特に注意が必要です。



歯の痛みがある場合は、すぐに歯科医院で治療を受けてください。むし歯は子どもだけでなく、成人にも発生します。40代では歯を失う原因の約4割がむし歯です。成人のむし歯は過去に治療した詰め物が取れたり、詰め物と歯のすき間、歯と歯の間、歯周病や加齢で歯肉が下がって露出した歯の根元などから発生することが多いです。

## ■成人でむし歯が発生しやすい場所



重症化したむし歯を治療するには、多くの時間や費用がかかります。また、状況によっては歯の神経の治療や抜歯が必要になる場合もあります。痛みが出るまでむし歯を放置するのはよくありません。定期的に歯科を受診し、歯や歯肉のチェックを受ける習慣を身につけましょう。



## 明るい職場は まず健康診断から

### ◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)

☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

### ◎成人病健康診断(巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査

☆腫瘍マーカー検査・眼底検査等

### ◎人間ドック(東海診療所)

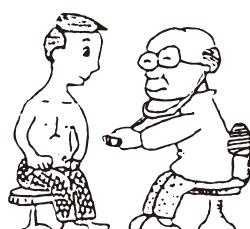
☆お得なセット料金により6コースあります

### ◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

### 労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登載(23-44)



お申込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

一般  
財団法人 全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 TEL(052)602-4797 FAX(052)602-6821

## 労働基準法の基礎知識(その4)

## 労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い

## 労働時間とは

- ・労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。
- ・使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

## 研修・教育訓練の取扱い

- 研修・教育訓練について、業務上義務づけられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しません。

※ 研修・教育訓練への不参加について、就業規則で減給処分の対象とされていたり、不参加によって業務を行うことができなかったりするなど、事実上参加を強制されている場合には、研修・教育訓練であっても労働時間に該当します。

## 労働時間に該当する事例

(参考) 実例中の実際と被認は、「使用者の指示」「労働者が業務に従事する時間」であると考えられる箇所

- ①使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど、実質的な業務指示で参加する研修。
- ②自らが担当する業務について、あらかじめ先輩社員がその業務に従事しているところを見学しなければ実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学。

## ワンポイントアドバイス

## 会社での「研修・教育訓練」の取扱いについて

- 労働時間に該当しないとする場合には、上司がその「研修・教育訓練」を行うよう指示しておらず、かつ、その「研修・教育訓練」を開始する時点において本来業務や本来業務に不可欠な準備・後処理は終了しており、労働者はそれらの業務から離れてよいことについて、あらかじめ労使で確認しておきましょう。
- 具体的には、「研修・教育訓練」について、通常の勤務場所とは異なる場所を設けて行うことや、通常勤務でないことが外形的に明確に見分けられる服装により行うことなどを定め、こうした取扱いの実施手続を書面により明確化することが望ましいと考えられます。

## 労働時間の前後の時間の取扱い

- 更衣時間について、制服や作業着の着用が任意であったり、自宅からの着用を認めているような場合には、労働時間に該当しません。
- 交通混雑の回避や会社の専用駐車場の駐車スペースの確保等の理由で労働者が自発的に始業時刻よりも前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていないような場合には、労働時間に該当しません。

## 直行直帰・出張に伴う移動時間の取扱い

- 直行直帰・出張に伴う移動時間について、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しません。

## 【相談事例】

## 労働時間に該当しない事例

- ①取引先の会社の敷地内に設置された浄化槽の点検業務のため、自宅から取引先に直行する場合の移動時間。
- ②遠方に出張するため、仕事日の前日に当たる休日に、自宅から直接出張先に移動して前泊する場合の休日の移動時間。

このリーフレットで示した事例は、個別の事案に関する対応をもとに作成したものです。個別の会社における労働時間の取扱いについては、お近くの都道府県労働局（監督課）または労働基準監督署にご相談ください。

本リーフレットの全文は厚生労働省HPをご覧ください。

## 江南労働基準協会各部会研修会等のご案内

### 【衛生部会】

全国労働衛生週間説明会 9月9日(月) 13時50分～ 江南市民文化会館

特別講演 「ストレスチェックの基礎知識」

愛知産業保健総合支援センター促進員 石田栄美子氏

参加費 無料

### 【安全・衛生合同部会】

地元優良会員企業の工場見学研修会 10月29日(火) 13時30分～

見学先 株式会社東海理化本社工場 (大口町)

参加費 無料

### 【労災・福祉部会】

職場のコミュニケーション研修会 11月14日(木) 13時30分～ 江南市民文化会館

講師 (有)エコサポート代表 杉浦則之氏 (労働衛生コンサルタント)

参加費 無料

### 【総務部会】

優良工場見学研修会 11月27日(水) 8時30分 江南市民文化会館南側広場集合

見学先 小島プレス工業株式会社 (豊田市)

参加費 5,500円

上記の研修会等の案内・申込書はホームページをご覧ください。

## 令和6年 愛知県の全産業死亡災害一覧

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因							
		握 な し							

### 愛知労働局管内死亡災害発生状況

(令和6年7月2日現在)

※( )内は交通事故による死者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同期	令和5年(確定)
製造業		4(0)	5(0)	8(0)
食料品製造業		0(0)	0(0)	0(0)
化 学 工 業		0(0)	0(0)	0(0)
鉄鋼・非鉄金属		0(0)	2(0)	3(0)
金 属 製 品		1(0)	0(0)	0(0)
一般・電気・輸送用		1(0)	0(0)	0(0)
そ の 他		2(0)	3(0)	5(0)
建設業		5(0)	2(1)	6(1)
土木工事業		0(0)	0(0)	0(0)
建築工事業		4(0)	2(1)	6(1)
そ の 他		1(0)	0(0)	0(0)
陸上貨物運送事業		1(0)	4(0)	10(3)
商業		4(3)	2(1)	4(2)
卸売業		0(0)	1(0)	2(0)
小売業		2(1)	1(1)	2(2)
そ の 他		2(2)	0(0)	0(0)
清掃・と畜業		1(0)	2(0)	4(0)
上記以外の事業		1(0)	2(1)	3(1)
合計		16(3)	17(3)	35(7)

### 令和6年 労働災害発生状況

江南労働基準監督署

業種	令和6年 7月末現在	前年同期		業種	令和6年 7月末現在	前年同期	
		死亡	休業			死亡	休業
食料品製造業	0	10	0	2	建設業	0	13
織 綿 工 業	0	2	0	0	運輸交通業	0	22
木材・木製品 製 造 業	0	0	0	0	陸上貨物取扱業	0	10
パルプ・紙・ 印刷・製本業	0	0	0	3	商 業	0	15
化 学 工 業	0	4	0	6	金融・廣告業	0	6
窯業・土石 製品製造業	0	2	0	2	保健・衛生業	0	26
鉄鋼業・非鉄 金属製造業	0	1	0	3	接客娯楽業	0	6
金属製品製造業	0	6	0	6	清掃・と畜業	0	5
一般機械 器具製造業	0	4	0	5	その他の事業	0	9
電気機械 器具製造業	0	2	0	1	合 計	0	149
輸送用機械 器具製造業	0	4	0	5		0	162
その他の製造業	0	2	0	5			
小計	0	37	0	38			

注  
 • 休業4日以上の労働災害を集計(労働者死傷病報告による)。  
 • 「木材・木製品製造業」は、木製家具装備品製造業を含む。  
 • 「金属製品製造業」は、金属家具装備品製造業を含む。

## 江南労働基準協会講習会・研修会予定表(9月～12月)

最新の情報は江南協会HPで

	講習	9月	10月	11月	12月	受講料(税込み)
特別教育	アーク溶接特別教育 実技は日本軽金属名古屋工場(稻沢)		10.11.12 (一宮)			会員18,700円 非会員20,900円
	自由研削といし取換え等特別教育			13 (江南)		会員9,350円 非会員11,550円
	低圧電気業務特別教育(実技7Hコース)		15.16 (江南)			会員20,350円 非会員22,550円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	12 (江南)			10 (一宮)	会員9,350円 非会員11,550円
	粉じん作業特別教育 (希望者にはマスクフィットテストを実施)	18 (江南)				会員6,600円 非会員8,800円
法令・通達に基づく安全衛生教育・研修	雇入れ時等安全衛生教育					会員7,480円 非会員9,680円
	安全管理者選任時研修		21.22 (一宮)			会員17,050円 非会員19,250円
	新任職長・安全衛生責任者教育			11.12 (江南)		(職長) 会員13,200円 非会員15,400円 (安責者併合) 会員15,950円 非会員18,150円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育		17 (小牧)			会員9,130円 非会員11,330円
	化学物質管理者講習会	19 (江南)			6 (江南)	会員9,900円 非会員16,500円
	保護具着用管理責任者講習			6 (江南)		会員12,100円 非会員16,501円
	有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育					会員6,600円 非会員8,800円
呼吸用保護具 フィットテスト	溶接ヒュームの健康障害防止ための防じんマスクに係る定量的フィットテスト			お申込みにより実施します		会員限定、HPをご覧ください。 使い捨ての場合max2,200円/人
その他の教育 ・訓練・研修 ・勉強会	危険予知訓練(KYT) 4Hコース				4 (江南)	会員5,500円 非会員7,700円
	労働基準法基礎講座(オンライン講習)					会員1,100円 非会員3,300円
	労働安全衛生法基礎講座(オンライン講習)					会員1,100円 非会員3,300円
	衛生管理者免許試験準備講習(1日集中講習)					会員7,700円 非会員9,900円
	衛生管理者免許試験準備講習(2日講習)				18.19 (犬山)	会員13,200円 非会員15,400円
クレーン関係	クレーン・玉掛け(特例)併合講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		22・23・24・27 (江南)			会員38,000円 非会員39,100円
	玉掛け技能講習(特例) (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		23・24・27 (江南)			26,000円
	クレーン特別教育 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		22・23・27 (江南)			会員14,300円 非会員15,400円
	床上操作式クレーン技能講習 (実施機関:住友建機教習所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)			29・30・1 (江南)		37,000円
無料講習	全国労働衛生週間説明会	9 (江南)				無料
	リスクアセスメント出前講座		7 (江南)			無料
	職場のコミュニケーション研修会			14 (江南)		無料

太字は新規講習 案内・申込書（愛知労働基準協会主催講習は除く）は当協会ホームページからダウンロードしてください。

（ ）は会場:(江南)はHome &amp; nicoホール(江南市民文化会館) (犬山)は犬山市民交流センター(フロイデ)又は犬山市南部公民館 (一宮)は一宮地場産業ファッションデザインセンター

(注) 日程は、会場、講師等の都合により中止又変更する場合があります。

(注) 受講料は、テキスト代等諸般の事情により変更する場合があります。

## 県下14協会主催講習会・研修会予定表

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	
労働実務総合研修～労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です。～	一般社団法人名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1		8		11		13	会員10,000円 非会員13,330円 (資料代、昼食代、消費税を含む)
労働トラブル防止総合講座～様々な労働トラブル防止のために必要な知識・対策を労働弁護士から聞く講座～			1		6		21	会員6,900円(1日) 非会員9,130円(1日) (資料代・消費税を含む)
ハラスメント防止研修会～ハラスメント防止のための適切な知識を学ぶ～				5			18	会員6,000円 非会員7,000円 (資料代・消費税を含む)
ハラスメント相談担当者研修～ハラスメントの相談担当者として必要な知識を体系的に学ぶ～		24			10			会員6,000円 非会員7,000円 (資料代・消費税を含む)
メンタルヘルス管理者研修～職場のメンタルヘルス対策を進めるための部下を直接使用する現場管理者向け研修～				26				会員6,000円 非会員7,000円 (資料代・消費税を含む)
管理能力向上研修～部下を持つすべての方を対象、管理者として求められる管理能力、指導手法等～		20						会員6,000円 非会員7,000円 (資料代・消費税を含む)
大事な社員の心を守る緊急大会	名古屋市公会堂	9						無料

- 江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。申込書は当協会HPをご覧ください。
- 上記以外の講習日程等は当協会のHPでご覧ください。

## 愛知労働基準協会主催技能講習予定表

技能講習	講習会実施場所 (学科) (実技)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	合計 (税込)
フォーク リフト運転 (31H コース) (学科1日・ 実技5日)	(学)ボーラビル	30(月)		1(金)	2(月)			31,000	1,650	32,650
	(実)トヨタL&F中部 北名古屋	10/6.13.20		3.10.17	8.15.22					
	(学)ボーラビル	2(月)				7(火)				
	(実)水谷運輸倉庫	8.15.22				12.19.26				
	(学)江南市民文化会館	9(月)		10/28						
	(実)稲葉製作所	15.22.29		3.10.17						
酸素欠乏・ 硫化水素 危険作業主任者 (学科2日・ 実技1日)	(学)(実)ボーラビル	(学)3.4	(学)7.8	(学)12.13	(学)17.18	(学)14.15	(学)4.5	15,600	2,310	17,910
		(実)5or6	(実)9or10	(実)14or15	(実)19or20	(実)16or17	(実)6or7			
		(学)17.18	(学)22.23	(学)19.20	(学)23.24	(学)27.28	(学)18.19			
		(実)19or20	(実)24or25	(実)21or22	(実)25or26	(実)29or30	(実)20or21			
		(学)24.25	(学)28.29	(学)26.27			(学)25.26			
		(実)26.27	(実)30or31	(実)28or29			(実)27or28			
有機溶剤 作業主任者 (学科2日)	ボーラビル				(学)4.5 (実)12or13			11,800	1,980	13,780
		3.4	7.8	5.6	5.6	16.17	3.4			
		17.18	28.29	25.26	23.24	27.28	25.26			
			19.2		15.16					
特定化学物質及び 四アルキル船等 作業主任者 (学科2日)	ボーラビル		3.4					11,800	1,980	13,780
		5.6	1.2	7.8	17.18	14.15	4.5			
		19.2	9.1	11.12	7.8(土日)	21.22	10.11			
		24.25	23.24	18.19			17.18			

- 江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。
- 上記以外の講習日程等は愛知労働基準協会のHPでご確認ください。

給食のいづみ★いづみのお弁当



おいしさと安心をお届け。  
いろいろなシーンでさまざまな「食」を創っています。



本社／愛知県丹羽郡大口町下小口三丁目123番地

TEL(0587)95-7181(代)

<https://izumi-lunch.co.jp>

◆愛知北営業所 (0587)95-6123

愛知県HACCP導入認定施設 第1-4号

◆岐阜関営業所 (0575)22-6300

《企業フードサービス》社員レストラン・弁当給食

《ウェルフェアフード 福祉施設給食及び食堂運営  
サービス》在宅高齢者配食

《学生フードサービス》学生食堂・幼稚園給食

《ケータリングサービス》出張パーティー・仕出し料理



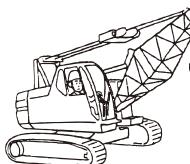
## 安全を基本に、プロへの道をひらく

### 免許講習

- クレーン運転士(5T以上)
- 移動式クレーン運転士(5T以上)

### 特別教育等

- |                |             |        |
|----------------|-------------|--------|
| ■フルハーネス        | ■酸素欠乏症等     | ■高所作業車 |
| ■研削といし(グラインダー) | ■巻上げ(ワインチ)  | ■小型車両系 |
| ■アーク溶接         | ■安全管理者選任時研修 | ■低圧電気  |
| ■クレーン(5T未満)    | ■ローラー       | ■粉じん   |



### 技能講習

- |            |            |                       |
|------------|------------|-----------------------|
| ■玉掛け       | ■不整地運搬車    | ■解体用機械                |
| ■フォークリフト   | ■ガス溶接      | ■車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削) |
| ■小型移動式クレーン | ■床上操作式クレーン | ■高所作業車                |

国道23号 豊明インターより国道1号線を岡崎方面へ3.5km右側です

愛知労働局長登録教習機関 住友建機販売

TEL 0566-35-1311 FAX 0566-35-1300

### 住友建機教習所 愛知教習センター

<http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町深田1-1

ネット予約はこちらから → [すみともけんき 愛知](#) 検索

## 21世紀をすこやかに 職場の健康管理をサポートいたします

健 康 診 断

人間ドック

保 健 指 導

精 密 検 察

内 科

事業所様(健保組合)指定項目など柔軟に対応させていただきます。

ご予約・お問い合わせなど、お気軽にお電話いただければ幸甚です。



0120-582-751

名古屋駅より徒歩約5分。名古屋駅地下街からアクセス可能です。

**一般財団法人 全日本労働福祉協会 東海診療所**



〒450-0333 名古屋市中村区名駅南1-24-20 名古屋三井ビルディング新館3階 TEL 052-582-0751